

再び小倉駅前開発と永照寺保存の問題について

米津 三郎

小倉駅前再開発計画が発表され、それによると永照寺が移転するような構想になっている。わたしたち北九州市の文化財を守る会では、すでに昭和五十八年の総会で駅前再開発の場合、駅近くに在る永照寺は、その文化的財の重要性からして、これは保存すべきであることが決議されていた。この再開発構想による永照寺移転に対し、広く永照寺の文化的貴重さを認識してもらうため、一昨年の機関紙で座談会形式によって歴史・建造物・文化等の各方面からその重要性について意見を發表した。

その後、再開発構想はいよいよもって永照寺移転を前提として推し進められているように見られる。北九州市の玄関口、九州の玄関口ともいえる小倉駅前が、再開発され整備されなければいけないことは論をまたず、早急に実現すべきことである。これは私共の座談会でもはっきりしている。駅前再開発が北九州市の活性化、繁栄に連なる方向で行われることはまことに結構なことであり、双手を挙げて賛成する。

永照寺は五百年近い歴史を持ち

江戸時代には真宗西本願寺派の豊前国の触頭（ふれがしじ）であり、御坊（ごぼう）の称を許された名刹である。小倉城を築城した細川忠興は新たに紫川から東側の外濠（現在の砂津川）の間を開発して東曲輪を設け、基盤目の町割りを主として商人・土人を住ませ城下町の繁栄策を構じた。東曲輪の防衛を固めるため、海岸から百メートルぐらいの距離の地に十数軒の寺院集落をつくって寺町とし、万一の場合の砦、防禦造造物とした。永照寺はその中でひときわ大きな規模を持ち、寺内に下寺を五、六ヶ寺配し室町から移転してきた。三百八十年もむかしのことである。第六世西吟は西本願寺学林の学頭を勤めた名僧であり、また十世西徒は享保四年（一七一

九）輪藏を造って大蔵経を収蔵し、同時に輪藏を収納するための経蔵を建立した。この輪藏と経蔵は福岡県の有形民俗文化財に指定された北九州市の誇るべき文化財である。そして何よりもすばらしいのは、ビル林立する中に、どっしりと構え、ひときわ目をひくあの大屋根を持つ、大本堂である。

これだけの大木造建築は今後は容易に建たないであろう。現在の本堂は建造されてから二世紀半に近い。木造建築は日本建築固有の美であり、あの重厚な大屋根の曲線は日本建築最高の美を象徴しており、同時に小倉都心の歴史の重みを感じさせる。そして境内には將來にわたって大切に保存することを目的とした市指定保存樹のイチョウの大木がある。

都心の中央にあるこの歴史的建造物は、景観的にも生かすべきである。都市の景観は日常の生活環境から未来のまちづくりに至るまで、その地域の住民と深くつながり、郷土に対する愛着のきずなとなる。画一的でない、個性をもった北九州市の魅力ある都市像を造形するための重要な要素として永照寺を位置づける必要があるのではないだろうか。

都市景観はその都市の人のびにとつては精神形成の一つの要素であり、またその都市を訪れる人のびにとつては、その都市の性格を印象づけるものとなる。この歴史と文化を語る事象を現在の様相の中に正しく位置づけ、これを顕現することは、伝統とそれに連なる現在への認識、すなわち、ふるさと北九州の意識を内外に鮮明にすることもである。

人びとの日常生活の中で、冷たい機能的な建築物の間あって、歴

史的建造物は人間の心をよみがえらせて呉れる。歴史的建造物である永照寺が在ることを幸いとして、これを内包し生かした都市再開発構想によって、人間の豊かな心を回復し、心のふるさととして人間の息吹きをとり戻させ、市民のやすらぎの場として考えることが可能である。

文化財保存の原則は現地保存とできるかぎりの原形維持にある。細川忠興によってつくられた寺町も、残念ながら戦後、多くの寺院は郊外地に移転し、都心部を乾燥した非人間化の方向に推し進めた。今では永照寺のみが当時を語る唯一の史跡、歴史的建造物となった。これ以上、小倉の歴史の破壊を進めるべきではない。永照寺は小倉が都市として成立した時代を証言する最後の生き証人の一つとして、貴重な第一級の文化財である。

永照寺を含めた小倉駅前再開発、再開発の中で永照寺を生かすこと、そこに個性ある、わがまち小倉の形成が実現する。市民は誇るべき、ふるさとを持つことになり、胸を張って、ふるさと意識あふれる都市景観を子供に遺すことになる。開発と保存の調整はなかなかむずかしい問題である。何千年、何百年と伝えられ、経過し、その結果として現在の生活が在ることを思うとき、どうやら生き残って、文化財を後世のために

正しく保存し遺していくことは、現在を生きるものの義務である。このような文化財を守っていくことは、文化財関係の法令だけでなく、北九州市では都市景観条例まで制定されている。この条例によれば「北九州市が持つ自然的・歴史的条件と調和した北九州らしい個性ある都市景観を守り、つくり、育てることに」によって緑豊かな美しいまちづくりを推進し、もって、誇りある郷土の建設と健康で文化的な市民生活の向上に資することを目的とする」とその第一条に規定されている。そしてその第十八条には「市長は歴史的な景観を形成している建造物及び史跡が将来にわたり適切に保存され、都市景観の整備のため活用されるよう援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と明記されている。永照寺保存の問題はこの北九州市都市景観条例からしても、至極当然のことである。

小倉駅前再開発と永照寺の問題については、何度も言うようであるが、永照寺を再開発構想の中で生かすことにより、すばらしい、ユニークな駅前再開発が実現すると思うのである。このため、広い範囲の多くの人びとの意見を今いちど聞き、構想を樹立する必要があるのではないだろうか。

四月二十五日（土）は当会の総会です。ご集下さい。

構口について 構口を理解して貰うために

能美 安男

1 構口とは

構口（かまぐち）は宿口とも書き、藩政時代の福岡藩やその周辺では、宿駅やそれに準ずる所に設けられていた。現在でも宗像市赤間宿跡、粕屋郡青柳宿跡、三井郡本郷町などには構口、或は、カメグチの地名を残しており、佐賀市には構口橋を残している。

福岡藩の構口は、筑紫野市山家には白壁は剥落し、修復されているが完形を残しており、古図や絵図によると、すべて石垣の上に土で袖塀を築き、その上を瓦で覆っている。宿駅の出入口の標で、木戸である。門はない。近年、青柳宿跡に構口が構築されているが、任意に作られたもので原形とは異なる。宿駅の場合、構口は両出入口に設けられており、両構口の内部のみが宿駅である。構口は方位に拘らず、上り方面を東、下り方面を西とする。木屋瀬宿の場合、岡森送水路にあって黒崎口が東構口、現在石垣が残っている飯塚口が西構口である。実際は黒崎口は北、飯塚口は南である。飯塚宿も同様である。黒崎宿九町二十間

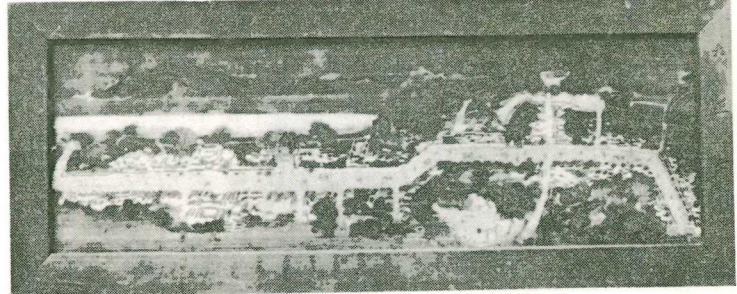
とか、木屋瀬宿五町二八間余とかいうのは東西構口間の間数、即ち、宿内の軒数である。原則として、この両構口内のみが宿駅としての規制の対象となる。

2 筑前の構口

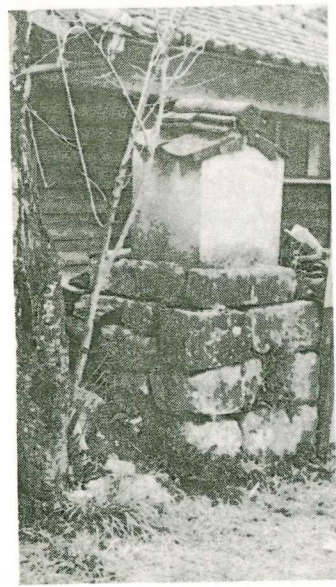
藩政時代の筑前国は福岡藩領・秋月藩領・公領よりなる。その各々に次の如く宿駅がある。

福岡藩 黒崎・木屋瀬・飯塚・内野・山家・原田（以上六宿）・若松・芦屋・赤間・畦町・青柳・箱崎・篠栗（金出）・博多・福岡・姪浜・今宿・前原・金武・飯場・二日市・太宰府・甘木・志波・久喜宮・小石原・大隈

秋月藩 千手・野町・公領・深江

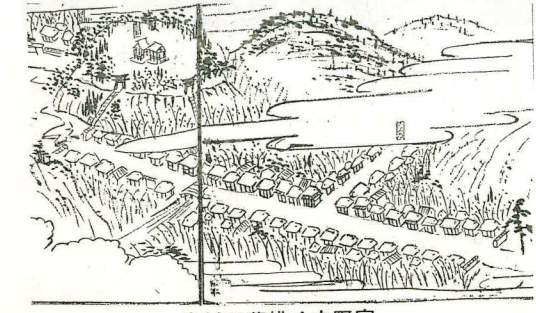


木屋瀬宿図絵馬（須賀神社蔵）



山家の西構口跡

秋月領 千手・野町・公領・深江



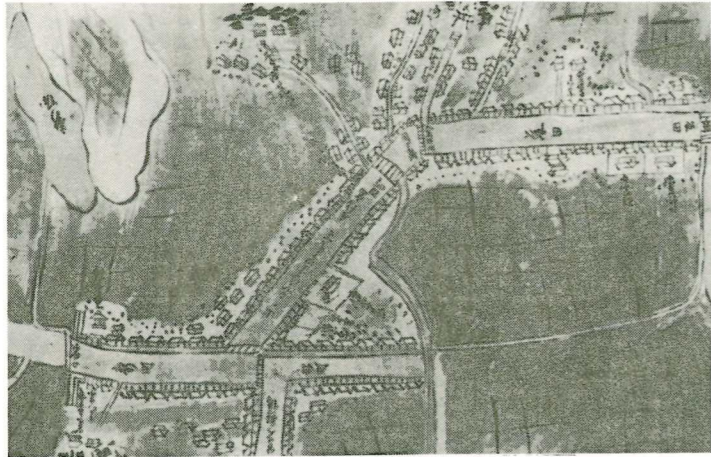
奥村玉蘭描く内野宿

宿駅 一件は人馬継所の存在である。いかに大きな町であっても継所のない町は本宿ではない。秋月や直方は城下町ではあっても、継所の存在が確認されない限り宿駅とはいえない。享保五年（一七二〇）に本藩に還付後の直方は木屋瀬・飯塚両宿と同待遇は得たが本宿ではない。福岡藩二七宿はすべて本宿である。福岡藩には小倉藩の石原町や蒲生の如く藩内公用のみを対象とした半宿や、久留米藩の三宿（松崎・府中・羽大塚）・七端宿の如き制度はない。直方や雑餉限には間宿的取扱いを受けたことのある町はあるが、人馬継は本宿より行っている。本宿の場合、建人馬を必要とする。負担ではあるがそれをしなければならぬところに福岡藩の交通事情、ないし、交通上の位置があるといえる。

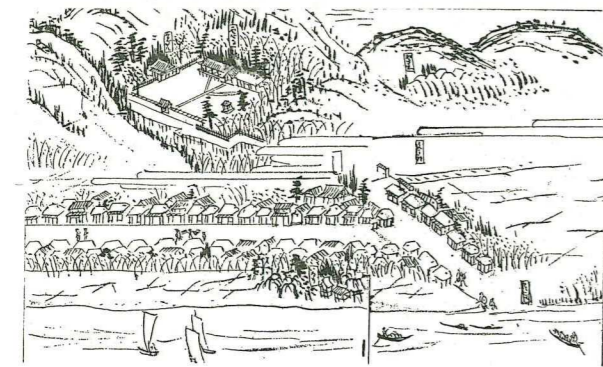
前記の宿駅、及び、それに準ずる所の内、どこに構口が設けられていたかの一覧表があるわけではないが、古図や諸記録などから若干は知ることができる。構口が各地とも何年に設置されたかは明確になし得ないが、構口を多く描いているものに奥村玉蘭の『筑前名所図会』がある。文政初期頃のスケッチであり、画面構成上の創作もあるかもしれないが、同図には次の箇所に構口が描かれている。

黒崎駅・木屋瀬駅・飯塚駅・内野駅・山家駅・原田駅・赤間駅・篠栗駅・箱崎駅・博多作出町・姪浜町・直方町・植木町・千手駅

右の内、原田駅までは長崎街道筑前六宿である。右の他にも、二日市、太宰府にもある。両宿の構口は宝永七年（一七一〇）に構築されており、宿駅成立以後のことである（近藤典二「筑」。大隈宿は『筑前名所図会』は北斗宮を中心にして描いているため、構口は不明であるが、「寺門脇にかまぐちあり」（松久庵「筑前図式」と記されており存在する。直方町は享保五年までの城下町。植木は木屋瀬宿の対岸にあり、直方藩時代には代官所が置かれていた。東往還（長



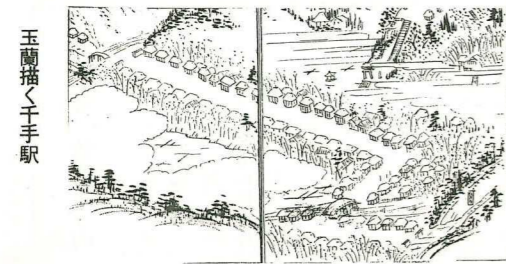
街道図の内、黒崎宿東構口附近（許山氏蔵）



奥村玉蘭描く直方町の部分

宿駅のみ許可の生活規制としては(1)客座敷に蘭表使用勝手次第、(2)居屋瓦葺可、(3)家居に書院・長押・彫物・鋪込縁・塗椽戸障子・さび土(壁土)等の設置や使用の許可、(4)髪結い商売の許可、(5)雪駄の使用許可を挙げることができる。

木屋瀬宿では宿駅の負担が宿小間軒間数に割当てられるため、間口を三間半に統一している傾向が



玉蘭描く千手駅

の定宿であったという宝月楼などは構口の外にある。

建設年代と余地のこともあろう。宿内、即ち、構口の内外では種々の面で生活規制を異にする。諸国旅人の通行や諸大名など高官の御通もあり、便宜を計ることもあるが、藩の体面にもかかわることであり、一般農漁村とは規制を異にしている。殊に、筑前六宿は豊前・豊後・日向を除いたすべて

協本陣(屋・代官所・人馬継所制札・御立退所などの施設が完備し、旅籠家や商店が置かれていた。御通の節には両替所も設置される。宿駅では店舗営業(居売)が許可されている。一般の店舗営業は二七宿の他には、市中入交の地区として、下警固村のうち赤坂・春吉村のうち寺町・犬飼村のうち作出町・薬院村のうち岩戸口・鳥飼鹿原両村のうち西新町・堅粕村のうち水茶屋である。いずれも現福岡市に属する。天保一三年(一八四二)に市中近辺が追加許可された。村名は略すがいずれも現福岡市内である。それ以外では、野芥村・福丸村・宇美村・上須恵村・津屋崎村・三奈木村・桜井村相園・上底井野村・須恵村・下西郷村福岡・武蔵・塔原村のうち湯町がある。原則としてそれ以外では店舗販売は公認されない(天保十三)。直方は木屋瀬・飯塚両宿と待遇である。

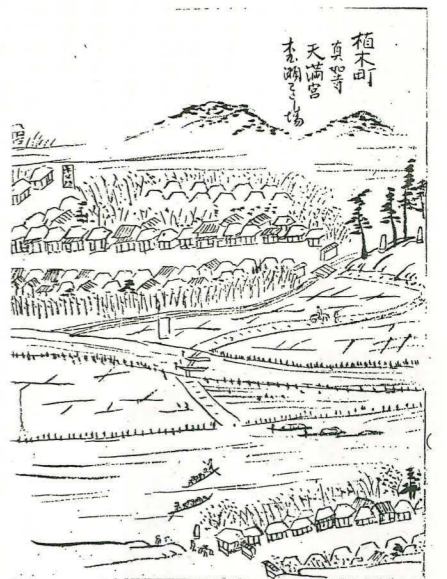


奥村玉蘭描く笹栗宿

が設けられ、城代組より一人関番に上番、郷足輕一人が新抱となる。新関は山家・大隈・小石原・木屋瀬・杷木の各宿に設けられている(高橋文)。翌慶応元年には福岡、博多両市数か所にも関番所が設置される(田代)。木屋瀬宿は追分宿であり、田川道を管轄にする。番所は西構口を出た川端に設置された。現在、木屋瀬に残っている構口跡の西にある興玉神社の所である。

4 構口の内外
先に述べた通り、宿内とは構口のある所は構口の内をいう。構口を一步出ると厳密には宿内ではない。黒崎宿九町二〇間というのは正にそれを意味している。黒崎宿は狭義では九町二〇間の一部である田町を意味するが、一般的には舟町も附帯していると考えてよい。飯塚宿の場合でも外国人の宿舎であったというオランダ屋敷や、歌人大隈言道(一七九八〜一八六八)

の定宿であったという宝月楼などは構口の外にある。建設年代と余地のこともあろう。宿内、即ち、構口の内外では種々の面で生活規制を異にする。諸国旅人の通行や諸大名など高官の御通もあり、便宜を計ることもあるが、藩の体面にもかかわることであり、一般農漁村とは規制を異にしている。殊に、筑前六宿は豊前・豊後・日向を除いたすべて



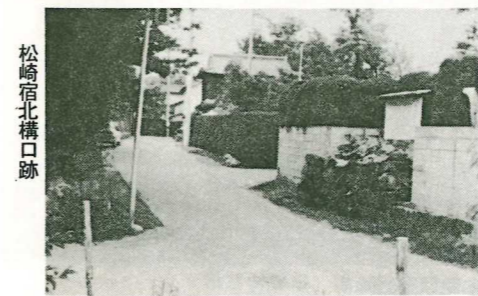
奥村玉蘭描く植木と木屋瀬

3 構口の機構

崎街道)木屋瀬宿と西往還(唐津街道)赤間宿を結ぶ中筋往還の出発点でもある。木屋瀬より植木へは遠賀川・犬鳴川を舟で渡る。昨年、車によって二つに折られた木屋瀬西構口前にあった追分道標に刻まれている「右 赤間道」がそれに当たる。道標は元文三年(一七三八)のもので、修復されて木屋瀬郷土資料館前に保存されている。二五〇年近く無事に保存されていたものが、心ないドライバーによって一瞬にして疵つてしまった。

前出の一七箇所の外にも、構口が存在した可能性はある。殊に唐津街道の宿駅が考えられる。青柳・畦町などである。日田街道の甘木・志波・久喜宮は管見に入った古図の範囲では描かれていない。

石州津和野より太宰府天満宮参詣の旅をした「太宰府紀行」の著者は、黒崎宿の所に「筑前の内本宿へ都而入口・出口共町外れに両方少しの白壁にて袖屏有る遠方方も見ゆ。端壁には此袖屏なし」と記している(九大本無文庫)。嘉永三年(一八五〇)に平戸・長崎に旅をした萩の吉田松陰もその「西遊日記」に「道中の諸駅を歴観するに、駅の前後に於て左右袖の如く石垣を築き、女塙を附る者多し」と記し、関心を示している。構口は筑前の宿駅、ないしはそれに準ずる町の特徴的な存在ともいえる。

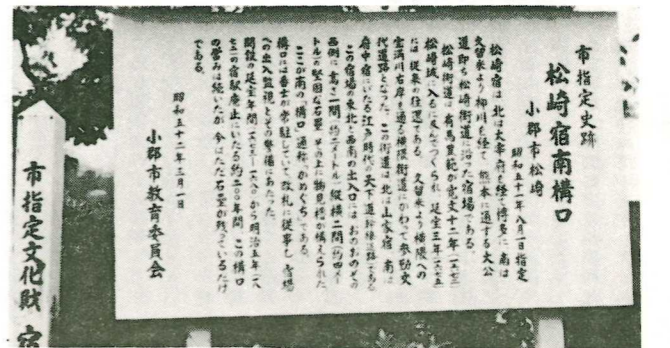


松崎宿北構口跡



奥村玉蘭描く赤間駅

堀の下地根石ヲ築立、練堀ニ仕上ヲ瓦葺ニ成し申候一「八月始方段々練立、閏八月上旬に白土ヲ付、瓦・しつくい成就仕候也」とある(前掲書)。構築に約一ヶ月を要したことになる。博多や肥前神埼宿のように、特別の木戸や扉があるわけではない。吉田松陰は前掲の中で「事あるの時、里門を作るが為に便するか」と述べている。特に意識していた訳ではないであろうが、宿駅の目標としては恰好のものではある。小郡市の松崎宿跡の遺構は松崎が本来久留米藩の支藩として成立したものであり、その遺構といった方がよく、現存の石垣は袖屏を載せるためよりも、建築物を載せるのに適するといえる。松崎は寛文八年(一六六八)に有馬豊範が一万余石余を分与され



松崎宿南構口説明板

居城建設に着手したが、まだ完成してない貞享元年(一六六四)には廃藩となり収公される。松崎は元禄一〇年に久留米藩に返還される。豊範時代に既に乙限經由の街道(後の肥前街道・天下道)は存在は取り扱われているように思える。返地後宿駅となつてからは久留米藩北端の宿である。藩境の宿である。松崎宿跡の構口は小郡市が文化財に指定しており、現地に建てられている説明板の是非は別としても、久留米藩に取っては重要な地であることは相違ない。福岡藩の黒崎宿・原田宿・前原宿に相当する位置にある。福岡藩はこの三宿には口留番所(関番所)を設けていた。構口はその出入口の標でもある。幕末期には旅人取締りが厳格化され、元治元年(一八六四)には国中所々警固のため新関